

注 意 事 項 等

- 1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）・森林環境税（国税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合に提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印

7

向日

市町村長

令和 7 年

7 月

11 日

提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地名称

〒 617-0000

向日市寺戸町中野〇番地の〇

△△(株)

個人番号又は法人番号  
(右詰めでご記入ください)

1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4

課係氏名電話番号内線

整理番号

経理係

向日 〇〇

075-931-XXXX

123

6 年度

特別徴収指定番号  
宛名番号

7 年度

特別徴収指定番号  
宛名番号

20123456

2

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）を二重線で確認してください。

フリガナ

ムウ 〇〇

新

氏名

向日 〇〇

姓

生年月日

元号 3 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日

個人番号

2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4

1月1日現在

向日市上植野町馬立〇番地

異動後

(ア)

特別徴収税額  
(年税額)

120,000

(イ)

徴収済税額

20,000

(ウ)

未徴収税額  
(ア) - (イ)

100,000

異動年月日

令和 7 年

7 月

25 日

異動の事由  
※事業主及び従業員の希望のみによる  
普通徴収への切替はできません。

番号を記入

2

1. 転勤・転籍  
2. 退職  
3. 死亡  
4. 休職  
5. 長欠  
6. 支払少額  
7. 支払不定期  
8. その他  
8. その他の理由を右欄へ記入

異動後の未徴収税額の徴収方法

番号を記入

2

1 特別徴収継続  
2 一括徴収  
3 普通徴収  
(本人が納付)

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい在

〒

特別徴収指定番号

担氏

名

当

電

者

話

新しい勤務先へは、

月割額 円 を 月分

（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

受給者番号

納入書の要否

番号を記入 1 必要 2 不要  
(新規の場合のみ記載)

一括徴収をする場合は  
「一括徴収の場合」の欄に  
必要事項を記入してください。

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入

1

1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。

2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額  
(ウ)と同額を  
右欄に記入

100,000

左記の一括徴収した税額は、 8 月分（翌月10日納期限）で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（1及び2に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入

異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。

2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。

3. 死亡による退職のため。

| 旧特別徴収処理欄 | 6 年度 | 月分以降の月割額は | 7 年度 | 月分以降の月割額は | 1 特別徴収義務者を変更<br>2 普通徴収切替<br>3 一括徴収<br>4 その他 | 入力者 | 点検 |
|----------|------|-----------|------|-----------|---------------------------------------------|-----|----|
|          |      |           |      |           | 1 特別徴収義務者を変更<br>2 普通徴収切替<br>3 一括徴収<br>4 その他 |     |    |

市 町 村 処 理 欄

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| A | B | C | D | E | F |
| G | H | I | J | K | L |